

＜申請図書の簡素化関係＞

1. 構造計算概要書の廃止

(1) 規則の改正内容

〈関連条文〉

- 規則第1条の3第1項表3（一）

令第81条第2項第1号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物

- 同表（二）

令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物

- 同表（三）

令第81条第2項第2号イに規定する許容応力度等計算により安全性を確かめた建築物

- 同表（四）

令第81条第3項に規定する令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物

〈改正内容〉

各項の構造計算書の種類から「国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書」及び明示すべき事項から「国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書に記載すべき事項」を削ります。

(2) 運用改善の要旨

- 構造計算概要書については、確認申請図書に添えなければならない図書から除くこととします。
- これまで構造計算概要書に記載していた「構造上の特徴」、「構造計算方針」、「適用する構造計算」及び「使用プログラムの概要」については、構造計算書の一部として引き続き提出することとします。また、「構造計算書の構成が分かる目次」を構造計算書の表紙の次に記載することとします。（※）

※「構造上の特徴」、「構造計算方針」、「適用する構造計算」及び「使用プログラムの概要」については、規則第1条の3表3における留意事項の「他の構造計算書の構成を識別できる措置」であるため、運用改善後も構造計算書の一部として引き続き提出することとなります。また、「構造計算書の構成が分かる目次」についても、「他の構造計算書の構成を識別できる措置」であるため、構造計算書の表紙の次に記載することとします。

(3) 運用改善後の確認申請図書の記載方法

「構造上の特徴」及び「構造計算方針」の具体的な記載内容は、記載事例を参照してください。

【記載事例①：鉄骨造】

A. 構造上の特徴

①上部構造

1. 本建物は、13.2m×12.0mの平面形状をもつ、高さ 11.95m の事務所である。
構造種別は、鉄骨造で、架構形式は、X 方向、Y 方向ともにラーメン構造である。
2. 平面・立面形状はともに整形であり、形態上特に配慮を要する部分はない。
3. 柱は、1 階から 3 階に建築構造用冷間プレス成形角形鋼管（BCP325）を用い、塔屋階に建築構造用冷間ロール成形角形鋼管（BCR295）を用いる。柱梁接合部は、通しダイアフラム形式とし、ダイアフラムは SN490C 材を用いる。
4. 柱脚は、露出型柱脚としている。大梁は、SN400B 材を用いた組み立て H 形鋼を採用し、現場継手は、柱芯から 1 m 離れた位置で高力ボルト接合を用いる。
5. 小梁は、SN400A 材の H 形鋼を用い、床は、フラットデッキを型枠に使用した鉄筋コンクリート構造としている。
6. 外壁は、ALC 版を使用し、縦壁ロッキング工法を用いる。

②基礎構造

1. 基礎は、敷地内で行われた 2 箇所の地盤調査結果を基に、GL-1.0m～-8.8m に分布する砂礫層を支持地盤とし、基礎下端を GL-1.65m とする布基礎で計画する。
2. 砂礫層は、N 値 30 以上を示しており、それ以深の地盤は極めて密な泥岩となっており、支持地盤として液状化、圧密沈下等の問題はないと考えられる。

B. 構造計算方針

①上部構造

1. X 方向、Y 方向ともにルート 2 とする。
2. 層間変形角 1/200 以下、剛性率 0.6 以上、偏心率 0.15 以下の制限値を満たすことを確認する。
3. 地盤は、地盤調査結果より第二種地盤と判定し、R_t を算定する。
4. A_i、R_t の算定に用いる一次固有周期は、告示式により算定する。
5. 塔屋階は、屋上への階段室であり、屋上から突出する塔屋の形状であるため、水平力として 1 G の外力を用いて検討する。
6. 応力解析には、一貫構造計算プログラム「△△△△・旧認定番号〇〇〇〇」を使用する。本プログラムの適用範囲内であることは、チェックリストにより確認する（次頁の 17. 参照）。
7. 計算用柱スパンは 1 階の柱心、階高は各階の大梁・基礎梁の梁心とする。
8. 各階は R C スラブであり、吹抜け部も少ないので剛床仮定とした立体モデルで計算を行う。
9. 部材モデルとして、柱は曲げ・軸・せん断変形を、梁は曲げ・せん断変形を考慮した線材要素として計算を行う。
10. 1 階の柱脚は露出型柱脚であるので、柱脚部を回転剛性バネでモデル化し、基礎梁と緊結する。柱直下の支持点でピン接合とし地盤バネは考慮しない。

11. 梁に対するスラブの剛性評価は梁の両側にスラブがある場合 $\phi = 2.0$ 、片側の場合 $\phi = 1.5$ とする。
12. 外壁の ALC 版の剛性は考慮しない。(ALC 版の取り付け工法として縦壁ロッキング工法を採用している。)
13. 鉄骨部断面設計の端部応力には、鉛直荷重時は節点モーメントを使用し水平荷重時はフェース端モーメントを使用する。柱部材は軸力・二軸曲げモーメント（直交する方向の長期応力を考慮）とせん断力を考慮して検定する。
14. 大梁の断面検定位置は、両端部・中央と両継手位置の 5 箇所で行い、柱は柱頭・柱脚の 2 箇所とする。ただし、1 階柱脚の応力は鉄骨ベース位置を採用する。
15. 柱梁耐力比は、梁崩壊を確実なものとするため、柱耐力の総和／梁耐力総和 ≥ 1.5 としている。
16. 仕口部及び継手部、柱脚は保有耐力接合を確認し、大梁横補剛の検討を行う。
17. 旧認定プログラムにより計算しているため、平成 19 年 6 月施行の改正構造基準に適合しているか、個別に検討し、適正であることを確認する。

②基礎構造

1. 基礎・基礎梁の設計では布基礎を用いているので、柱直下の支点反力を布基礎の等分布荷重に置き換えて基礎梁に作用させた解析結果を用い設計する。解析は上部構造のフレームを考慮する。

③その他

1. 使用上の支障に関する検討は、平成 12 年建設省告示第 1459 号第 1 に規定する条件式により令第 82 条第 4 号への適合を確認する。
2. 屋根ふき材及び屋外に面する帳壁については、以下の事項について、平成 12 年建設省告示第 1458 号に従って令第 82 条の 4 への適合を確認する。なお、R 階は RC スラブであるので屋根ふき材についての検討は行っていない。
 - ・外壁 ALC 版について、強度の検討及び地震時の変形追従性能の確認
 - ・屋外に面するガラスの強度に係る検討

【記載事例②：RC造】

A. 構造上の特徴

①上部構造

1. 本建物は、 $10.0\text{m} \times 48.0\text{m}$ の長方形平面で、高さ 30.15m の板状の共同住宅である。
2. 構造種別は、鉄筋コンクリート造で、架構形式は、X方向が純ラーメン構造、Y方向が耐力壁付ラーメン構造（地上部分の搭状比は 2.88）としている。
3. 平面・立面形状はともに整形であり、形態上は特に配慮を要する部分はない。
4. X方向は、外壁部に窓開口、ドア開口や設備開口等があり、垂れ壁や腰壁によりせん断破壊が先行するおそれのある柱と梁には、その接合する部分に完全スリットを配置している。
5. Y方向に耐力壁をバランスよく配置しているため、ねじれの少ない建築物となっている。

②基礎構造

1. 当該敷地は、地盤沈下、斜面崩壊等のおそれではなく、地盤の安定性に係る問題はない。
2. 支持地盤は、GL- 20.0m 以深の N 値 60 以上の砂層とする。
3. 杣は、アースドリル工法による場所打ちコンクリート杭を用いる。

③その他

1. 法第 68 条の 26 の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた材料として、柱フープに高強度せん断補強筋を使用している。

B. 構造計算方針

①上部構造

1. 構造計算はルート 3 とする。
2. 地盤は、地盤調査結果により第二種地盤と判定し、Ai、Rt、一次固有周期は告示による略算式を用いて算出する。
3. 風荷重は地震荷重より十分小さいことを確認し、水平荷重は地震荷重にて設計する。
4. 応力解析には、一貫構造計算プログラム「△△△△・旧認定番号〇〇〇〇」を使用する。旧認定プログラムにより計算しているため、平成 19 年 6 月施行の改正構造基準に適合しているか、個別に計算し、適正であることを確認する。
5. 一次設計は立体フレーム弹性解析、二次設計は立体弾塑性解析により行う。
6. 応力解析用に、柱スパンは 1 階の柱芯、階高は各階の大梁・基礎梁の梁芯とする。
7. 外力分布は一次設計、保有水平耐力計算とも Ai 分布に基づく外力分布とする。
8. 柱梁接合部には剛域を考慮し、剛域端は材せいの 1/4 入った位置とする。
9. 構造部材は、柱、梁、耐力壁、床、基礎とする。非構造部材は、袖壁、垂れ壁、腰壁、方立壁及び架構外の壁とし、これらは剛性のみ評価し、長期荷重、地震荷重には抵抗しないものとする。
10. 各階の床は、大きな開口、くびれ等がないので、剛床仮定が成り立つものとする。
11. 長期・短期の荷重時の構造部材の剛性は、剛性低下を考慮しないひび割れ前の弹性剛性（初期剛性）を用いて算定する。

12. 部材のモデル化は、柱及び梁を線材置換し、耐力壁は壁エレメント置換とする。
13. 開口付耐力壁は、開口部が 2 箇所以上ある場合は、包絡開口又は面積等価な開口みなして補強を行う。
14. スラブは、スラブ端部の拘束度を考慮して版厚、配筋を決定する。
15. 2 m を超える片持ち部材は、鉛直震度 1.0 を考慮する。
16. エレベーターシャフト及び外階段は S 造であり、その剛性は本体の RC 造部分に比べ小さいため、本体の解析にはその剛性を無視している。また、その鉛直荷重は直下の杭で支持しているため、地震力のみ本体負担を考慮している。その部分の力の伝達等の安全性は別途検討する。

②基礎構造

1. 上部構造と下部杭基礎構造は分離モデルとする。
2. 上部構造は、最下階ピン支持モデルと仮定して解析し、基礎バネは設けないものとする。
3. 地震時水平力に対しては、杭頭接合部を固定として各杭の杭頭変位が等しくなるように、杭の剛性等に応じて水平力を分担させる。
4. 杭頭固定時の地震時杭頭モーメントは基礎梁にて負担させる。
5. 基礎の浮上りは境界梁、直交梁の押さえ効果及び杭の引抜き抵抗力を考慮して検討する。

③許容力度計算・層間変形角計算

1. 地震力によって生ずる各階の層間変形角が 1/200 を超えないことを確認する。
2. 断面算定用応力の位置は長期荷重時が節点応力、水平荷重時がフェース端応力とする。
3. 柱及び梁の設計用せん断力は $QD = \min(QL + 1.5QE, Q0 + Qy)$ とする。なお、耐力壁は係数 1.5 を 1.0 とする。
4. Y 方向の妻側架構の地震時水平力は、架構部分が支える常時荷重に地震層せん断力係数を乗じた値の 0.25 倍以上を負担させる。

④保有水平耐力計算

1. 保有水平耐力計算は、曲げひび割れを考慮した静的弾塑性解析である荷重増分解析とし、脆性破壊を考慮する。
2. 解析モデルは、一次設計と同じ架構モデルにて行う。
3. 崩壊メカニズムを得るための外力分布は A_i 分布に基づく外力分布とする。
4. X 方向の崩壊メカニズムは、靭性指向の全体崩壊形とし、 $D_s = 0.3 \sim 0.35$ を目標とする。
5. Y 方向の崩壊メカニズムは、耐力壁がいずれかの層にて崩壊した時点とする。
6. 崩壊メカニズムは、基礎の浮上りを拘束して算定する。
7. 全体崩壊形が形成されたと判断した時点で、崩壊メカニズムがまだ形成されていない部分については解析終了時の応力と部材耐力との応力比により、部材の曲げ降伏、せん断破壊等の破壊形式を決める。それに基づき全ての部材の破壊形式、部材種別を判定し D_s 値を決定する。
8. 保有水平耐力はいずれかの階の層間変形角が 1/100 に達した場合はその時点の耐力と

する。

9. 剛性率は 0.6 以上、偏心率は 0.15 以下、 $F_{es}=1.0$ とする。剛性率及び偏心率は非構造部材を考慮する場合、考慮しない場合を算定し不利側の値を用いる。
10. 終局強度を計算する場合の鉄筋の材料強度は、基準強度を 1.1 倍した値とする。
11. 梁の終局曲げ強度にはスラブ筋を梁片側に付き 1.0m 分を加算して算定する。
12. せん断終局耐力式は荒川 mean 式にて算定する。
13. 崩壊メカニズム時のヒンジ発生の許容部位は部材端部とし、大梁端部、柱の最下階柱脚、最上階柱頭とする。
14. 柱及び梁に十分な塑性変形能力を確保するためせん断破壊、付着割裂破壊及び圧縮破壊等の脆性的破壊を生じないことを確認する。

⑤その他

1. 使用上の支障に関する検討は、平 12 建告 1459 号第一の条件式により令第 82 条第 4 号への適合を確認する。

【記載事例③：木造軸組構法】

A. 構造上の特徴

1. 本建物は、延べ面積 500 m² 以下かつ軒の高さ以下かつ高さ 13m 以下の、令第 3 章第 3 節に該当する木造軸組構法による 3 階建て住宅である。
2. 平面形状はほぼ長方形、立面形状は階に下屋を有し棟屋根が載るセットバックした形状であるが上下階の壁線はそろっており、不整形により構造計算上の配慮を要する形状の建物ではない。
3. 柱と梁には構造用集成材を用い、土台・筋かい・たるきなどには構造用製材を用いる。軸組の接合構法は、ほぞ・蟻掛け・鎌継ぎ等の継手仕口を、接合金物で補強する方式である。
4. 鉛直構面は、X 方向、Y 方向ともに筋かい耐力壁と構造用合板張り耐力壁で構成するほか、せっこうボードを耐力壁以外の水平力抵抗要素として用いる。
5. 水平構面は、梁及び受け材に構造用合板の四周を釘打ちする床構面と、たるきに川の字に釘打ちする勾配屋根構面及び小屋梁組の隅角部に火打ちを設けた構面で構成する。
6. 鉛直構面の耐力壁の柱頭柱脚と筋かい端部、及び水平構面の横架材接合部は、構面の存在応力を有効に伝達できる接合金物を用いて接合する。
7. 基礎は、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。敷地は平坦で高基礎や擁壁などは無く、地下室も無い。

B. 構造計算方針

1. X 方向、Y 方向ともに、ルート 1 の構造計算を行う。
2. 令第 46 条関連規定を満たすことを確認し、令 46 条第 2 項に基づく構造計算は行わない。
3. 地盤は、スウェーデン式サウンディング試験による地盤調査報告書に基づき、平成 13 年国土交通省告示第 1113 号に規定する告示式により地盤の許容応力度を算定する。なお、本建物の地盤は、液状化するおそれはない。

4. 地盤調査報告書より第二種地盤と判定し、設計用地震層せん断力は、昭和 55 年建設省告示第 1793 号に規定する略算式により一次固有周期 T、Rt 及び Ai を求め、標準せん断力係数 C0=0.2 として算定する。
5. 鉛直荷重と水平力に対する応力計算と断面検定及び使用上の支障に関する検討は、
 - イ. 横架材（床梁、小屋梁、母屋、たるき、根太など）については、単純梁モデルによる鉛直荷重時の曲げ応力とたわみに対する断面検定を行う。
 - ロ. 軒先のたるきについては、鉛直荷重及び負の風圧力が作用する跳ね出し梁モデルによる曲げ応力とたわみに対する断面検定を行う。
 - ハ. 鉛直荷重時の柱の圧縮力に対しては、座屈に対する柱の断面検定と、めり込みに対する土台の断面検定を行う。
- ニ. 外周部の柱については鉛直荷重による圧縮応力と面外風圧力による曲げ応力の短期複合応力に対する断面検定を行う。
- ホ. 耐力壁が載る梁（耐力壁の両側あるいは片側の柱の直下に下階の柱が無い条件の梁）がある場合には、単純梁モデルによる鉛直荷重時と耐力壁の存在応力の複合曲げ応力に対する梁の断面検定を行う。
- ヘ. 外周に面する大きな吹き抜けの胴差（耐風梁）がある場合には、単純梁モデルによる面外風圧力時の梁の弱軸側曲げ応力に対する断面検定を行う。
6. 地震力と風圧力に対しては、令第 46 条第 4 項に規定する壁量計算及び平成 12 年建設省告示第 1352 号に規定する四分割法による壁の釣合い良い配置の検定を行い、さらに許容応力度計算の地震力と風圧力に対する鉛直構面の許容せん断耐力の検定を行う。なお、本建物の形状、四分割法による各方向両側端部の壁量充足率がすべて 1 を超えていることなどから、許容応力度計算に当たり偏心によるねじれ補正係数は考慮しない。また、許容応力度計算に際し、鉛直構面の許容せん断耐力にはせっこうボードによるものも加算しており、各階・各方向ごとに片筋かいの向きは左右同数となるよう計画しているため、検定は各階各方向につき 1 回（右方向加力のみ計算）としている。ただし、柱頭柱脚接合部の引抜力の検定に際しては片筋かいの向きを考慮して計算を行う。
7. 本建物の平面形状は大きくびれ等が無く床面に大きな吹き抜けも存在しない。また、耐力壁の配置も平面バランスは四分割法を満たし壁線間距離も 4 m 程度と短く上下階の壁線もそろっている。したがって、水平構面が過大なせん断力を負担するような箇所は本建物には存在しない。さらに、水平構面の仕様は、床組は構造用合板を直張り、小屋組は隅角部に火打ち梁を入れ、構造用合板を張った勾配屋根構面としており、横架材どうしの継手仕口も羽子板ボルト等で補強されている。これらより総合的に判断して、本建物においては、水平力に対する水平構面の許容応力度計算による検討は省略する。
8. 基礎の検討は、①フーチング接地圧に対する地盤の許容応力度の検定、②基礎梁に生じる長期及び短期の曲げモーメントとせん断力に対する断面検定を行う。

2. 建築設備に係る確認申請図書の簡素化

2. 1. 非常用の照明装置

(1) 規則の改正内容

〈関連条文〉

○規則第1条の3第4項表1（九）

法第35条の規定が適用される建築設備

令第5章第4節の規定が適用される非常用の照明装置

〈改正内容〉

「非常用の照明装置の構造詳細図」を削除し、各階平面図に明示すべき事項のうち「照明器具の配置」及び「予備電源の位置」を、「照明装置の位置及び構造」に改めます。

(2) 運用改善の要旨

- 非常用の照明装置の構造については、各階平面図に明示することとし、照明装置に係る構造詳細図は提出不要とします。

(3) 運用改善後の確認申請図書の記入方法

「確認申請図書の簡素化の具体例」No.1（非常用の照明装置）を参照してください。

2. 2. 便所

(1) 規則の改正内容

〈関連条文〉

○法第36条の規定が適用される建築設備

令第28条から第31条まで、第33条及び第34条に関する規定が適用される便所

〈改正内容〉

「便所の構造詳細図」の明示すべき事項中「便器及び小便器から便槽までの汚水管の構造」を、「くみ取便所の便器及び小便器から便槽までの汚水管の構造」に改めます。

(2) 運用改善の要旨

- 水洗便所に係る構造詳細図は提出不要とします。

(3) 改正後の確認申請図書の記入方法

水洗便所については構造詳細図の提出が不要となります。

2. 3. 配管設備

(1) 規則の改正内容

〈関連条文〉

○規則第1条の3第4項の表（十）

法第36条の規定が適用される建築設備

令第129条の2の5の規定が適用される配管設備

〈改正内容〉

①配管設備の構造、覆いの有無に係る構造詳細図を提出不要とします。

②配管設備に講じる措置等に係る構造詳細図を提出不要とします。

③ガス栓の構造に係る構造詳細図を提出不要とします。

④排水トラップの構造に係る構造詳細図を提出不要とします。

⑤給水タンク等に係る明示すべき事項を1つにまとめます。

(2) 運用改善の要旨

○ 配管設備に係る構造詳細図のうち仕様書等で確認可能なものは提出不要とします。

・「配管設備の構造詳細図」の明示すべき事項である「配管設備の構造」「覆いの有無」については系統図等で確認することとし、提出不要とします。

・構造詳細図の明示すべき事項のうち、仕様書等で確認可能なもの（給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置等）については、構造詳細図の提出を不要とし、仕様書等で確認することとします。

・ガス栓に係る規定については、仕様書で確認することとし、構造詳細図の提出を不要とします。

・排水トラップに係る規定については、仕様書で確認することとし、構造詳細図の提出を不要とします。

・給水タンク等に係る明示すべき事項は「給水タンク等の構造」にまとめることとします。

(3) 運用改善後の確認申請図書の記入方法

「確認申請図書の簡素化の具体例」No. 2（防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の構造）、No. 3（ガス栓及びガス漏れ警報設備）、No. 4（腐食防止のために講じた措置）、No. 5（圧力タンク及び給湯設備）、No. 6（飲料水の配管設備）、No. 7（給水管）、No. 8（排水トラップ）、No. 9（排水のための配管設備）を参照してください。

【参考】配管設備に係る改正内容の整理表

		第 129 条の2の5 第1項			第 129 条の2の5 第2項		
図書	配管設備	第四号	第七号	第八号	第一号 第二号 第三号	第四号 第六号	第五号 第六号
配置図	○種別、配置	圧力タンク及び給湯設備	給水管、配電管 その他の管	ガス栓及びガス漏れ警報設備	飲料水の配管設備	給水管	給水タンク等(給水タンク及び貯水タンク)
各階平面図	○種別、配置						○建築物の外部に設置する給水タンク等の位置 ○給水タンク等並びにからくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管、ガソリンタンクその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離
二面以上の断面図			○防火区画等を貫通する部分の位置、構造	○位置			○位置、構造 ○給水タンク等の周辺の状況
構造詳細図	○構造 ○腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置 ○覆いの有無	○安全装置の構造	○防火区画等を貫通する部分の構造	○ガス漏れ警報設備を設ける場合にあつては、当該設備及びガス栓の位置	○水栓の開口部の構造 ○活性炭等の濾材その他これに類するものを内蔵した装置の位置及び構造	○給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置 ○ウォーターハンマー防止のための措置	○さび止めのための措置 ○浸水を容易に覚知することができるよう講じた措置 ○マンホールの位置及び構造 ○オーバーフロー管の位置及び構造 ○通気のための装置の位置、構造及び容量 ○給水タンク等の構造
仕様書	○腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置	○安全装置の種別		○ガス栓の金属管等への接合方法 ○ガスが過流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができる機構の種別	○水栓の開口部に講じた水の逆流防止のための措置	○給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置 ○ウォーターハンマー防止のための措置	○さび止めのための措置
計算書							
系統図	○種類、配置、末端の連結先、構造		○防火区画等を貫通する部分の位置			○止水弁の位置	
使用材料表	○材料の種別						
風道の構造詳細図							

第129条の2の5 第3項						
第一号	第二号 第五号	第二号 第五号	第二号 第五号	第二号 第五号	第五号	
排水のための配管設備	排水トラップ	阻集器	通気管	排水槽	排水再利用配管設備	風道
○容量及びその算定方法並びに傾斜	○設置等の措置 ○位置、構造	○設置等の措置 ○位置、構造	○設置等の措置 ○位置、構造	○設置等の措置 ○構造		
	○排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物が付着又は沈殿しない措置					
○容量及び傾斜並びにそれらの算出方法						
	○位置	○位置	○位置	○位置		
						○構造 ○防火設備及び特定防火設備の位置

※赤字は改正部分

2. 4. 換気設備

(1) 規則の改正内容

〈関連条文〉

- 規則第1条の3第4項表1（十）

法第36条の規定が適用される建築設備

令第129条の2の6の規定が適用される換気設備

〈改正内容〉

「換気設備の構造詳細図」の明示すべき事項の「直接外気に開放された給気口又は排気口に設ける換気扇の構造」を「直接外気に開放された給気口又は排気口に換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造」に改めます。

(2) 運用改善の要旨

- 換気扇の構造詳細図の提出を不要とします。

(3) 運用改善後の確認申請図書の記入方法

換気扇の構造詳細図の提出が不要となります。ただし、換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造（フード、ガラリ、ベントキャップ等）に係る構造詳細図の提出は、引き続き必要となります。